

島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第2条第四号に基づく

## 令和4年度「応急復旧講習会」の開催について

主催 島根県（土木部建築住宅課）

島根県被災住宅応急復旧相談員（以下「相談員」という。）は、風水害等により住宅が被災した方への相談体制を整備するため、被災住宅の応急復旧に関する相談に対応できる者として、島根県知事が登録しています。

この相談員の登録に必要な応急復旧講習会を、今年度以下のとおり開催します。

また、各会場においては、講習会の受講に併せて相談員の登録申請を受け付けます。

### ■開催日時及び開催会場等 ※各会場とも開催時間30前より受付を開始します。

開催日時		開催会場	定員
令和4年 6月14日（火）	14:00～16:00	島根県民会館 3階大会議室 （松江市殿町158）	90人
令和4年 6月15日（水）	14:00～16:00	江津市地場産業振興センター 3階大会議室 （江津市嘉久志町イ405）	50人

■受講料 無料

- 講習内容
- 被災住宅の応急復旧体制及び島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度について [講師：県建築住宅課担当者]
  - 風水害等による被災住宅の応急復旧について [講師：県建築住宅課担当者]

■申込方法 受講申込書（裏面）に必要な事項を記載の上、FAX又はメールでお申し込みください。

■申込み先 島根県土木部建築住宅課 住宅企画グループ（担当：渡部、田中）  
FAX：0852-22-5218 電話：0852-22-5222  
E-mail：juutaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp

■申込期限 令和4年6月6日（月）  
・各会場とも受講は先着順とさせていただきます。  
・定員に達した場合は、受講申込みの受付を終了いたします。  
※定員に達している等により受講の受け入れができない場合は、電話により、その旨をご連絡いたします。

- その他
- 受講修了者には、当日受講修了証を交付しますので、運転免許証等、本人確認ができるものをご持参ください。
  - 受講にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、マスクの着用をお願いします。
  - CPD（継続能力開発）制度認定研修です。（CPD：2単位）

- 登録申請
- 各会場において、相談員登録申請書の受付を行います。申請される場合は、資格者証の写しや写真などの添付書類が必要となります。（相談員証の交付は後日です。）
  - 会場において、相談員登録申請書を提出される場合は、申請書への受講修了証（写）の添付は不要です。
  - 島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度の詳細（要綱、登録申請書式及び申請に必要な添付書類）は県建築住宅課HPに掲載しています。

《HP：<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/build/jutaku/shien/oukyuhukkyu.html>》

## 令和4年度 応急復旧講習会受講申込書

受講希望 会場	希望の会場に <input checked="" type="checkbox"/> 印をしてください。 <input type="checkbox"/> 松江 (6/14) <input type="checkbox"/> 江津 (6/15)	
ふりがな		CPD 番号
申込者氏名		.....
自宅住所	〒 TEL (            )            -	
所有資格等	該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> 印をしてください。(注) <input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> 一級建築施工管理技士 <input type="checkbox"/> 二級建築施工管理技士 <input type="checkbox"/> 一級電気工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 二級電気工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 一級管工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 二級管工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 5年以上の建築に関する業務の経験を有する者 <sup>※1</sup> <input type="checkbox"/> しまね住宅総合相談員 <sup>※1</sup>	
勤務先 について	名称： 住所：〒  TEL (            )            -	

(注) 相談員登録の要件（島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第3条第1項）  
次の各号に該当する者であること。

- 1 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の規定による建築士、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の規定による技術検定（建設業法施行令第34条の規定による検定種目のうち、建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に限る。）に合格した者又はその他知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める者<sup>※1</sup>

※1 「その他知事が認める者」は次のいずれかに該当する者

- ・島根県建築住宅施策推進協議会の構成団体に所属する事業所に勤務する者であって、5年以上の建築に関する業務（営業職を含む。）の経験を有する者
- ・一般財団法人島根県建築住宅センター理事長がしまね住宅総合相談員として登録した者

- 2 応急復旧講習会の受講修了者
- 3 応急復旧相談を無報酬で行う意志があること。

宛先：島根県土木部建築住宅課 住宅企画グループ  
 FAX 0852-22-5218  
 Mail juutaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp